

様式第26号

未支給の補償請求書
未支給の福祉事業申請書

認定番号

| | | | | |
|--|------------|---|---|---|
| 地方公務員災害補償基金 支部長 殿 下記の未支給の補償（福祉事業）の支給を請求（申請）します。 | 請求（申請）年月日 | 年 | 月 | 日 |
| | 請求（申請）者の住所 | | | |
| フリガナ | | | | |
| 氏名 | | | | |
| 死亡した受給権者との関係 | | | | |

| | | |
|------------|-------|-------|
| 1 死亡した受給権者 | 氏名 | |
| | 死亡年月日 | 年 月 日 |

| | | |
|----------|------|----------------------------|
| 2 未支給の補償 | 種類 | [年金たる補償のときは年金証書の番号] 第 号 |
| | 請求金額 | |

| | | |
|------------|------|---|
| 3 未支給の福祉事業 | 種類 | |
| | 申請金額 | 円 |

| | | | | | | | | | | | | |
|------------------------------|--------------------------------------|-------|--|--|----------------|--|--|--|--|--|--|--|
| 4 送金希望口座等 | <input type="checkbox"/> 公金受取口座を利用する | | | | | | | | | | | |
| | 個人番号 | | | | | | | | | | | |
| | <input type="checkbox"/> 任意の口座を指定する | | | | | | | | | | | |
| | 金融機関名 | 本支店等名 | | | | 口座種別 <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 | | | | | | |
| | 口座番号 | | | | 口座名義人 氏名（フリガナ） | | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> その他 | | | | | | | | | | | | |

| | | | |
|-----------|-------|-------|-------|
| * 受理 | 所属部局 | 任命権者 | 基金支部 |
| (到達した年月日) | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 |
| * 決定金額 | 補償 | 円 | * 通知 |
| | 福祉事業 | 円 | * 支払 |
| | | | 年 月 日 |
| | | | 年 月 日 |

- [注意事項]
- この請求（申請）書は、未支給の補償及び福祉事業を請求（申請）する場合に用いること。
 - 請求（申請）者は、*印の欄には記入しないこと。
 - 「4 送金希望口座等」の欄は、請求（申請）者が希望するいずれか一つの方法の□にレ印を記入すること。なお、公金受取口座への送金を希望する場合は、送金先金融機関名等の口座登録情報を記入する必要はないこと。
 - この請求書には、次に掲げる書類を添付すること。ただし、請求者が、未支給の補償と併せて遺族補償又は葬祭補償を請求する場合には、当該遺族補償又は葬祭補償を請求するために提出すべき書類と同じ書類については、添付する必要はないこと。
 - 死亡受給権者の死亡診断書、死体検案書、検視調書その他死亡受給権者の死亡の事実を証明する書類又はその写し（未支給の補償が年金たる補償であるとき又は未支給の福祉事業が傷病特別給付金、年金たる障害特別給付金若しくは年金たる遺族特別給付金であるときは、基金が住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の9の規定によりその者に係る機構保存本、認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。）
 - 未支給の補償が遺族補償年金以外の補償であるときは、次に掲げる書類
 - 請求者と死亡受給権者との続柄に関する市区町村長の発行する証明書
 - 請求者が死亡受給権者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた事実を認めることのできる書類
 - 請求者が、婚姻の届出をしていないが、死亡受給権者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるとき、その事実を認めることのできる書類
 - 請求者が配偶者以外の者であるときは、他に先順位者のないことを証明する書類
 - 死亡受給権者が、この請求に係る未支給の補償分について未だ請求をしていなかったときは、その請求を行うこととし、場合に必要書類
 - この申請書には、4の（1）から（4）に掲げる書類に相当する書類を添付すること。ただし、補償又は福祉事業の請求又は申請のため、この申請書の提出前にすでに支部長に提出されている書類と同じ書類については、添付する必要はないこと。
 - 年月日の記載には元号を用いる。